

松江市 報道提供資料

令和 6 年 3 月 4 日

件名

県立大学並びに小泉八雲記念館とのジオパーク活動に関する連携協定の締結

内容

島根半島・宍道湖中海(国引き)ジオパーク推進協議会は、島根県立大学と小泉八雲記念館それぞれとジオパーク活動の連携に関する協定を締結することになり、合同で協定締結式を行います。

内 容:連携に関する協定締結式

- ・島根半島・宍道湖中海(国引き)ジオパーク推進協議会と公立大学法人島根県立大学
- ・島根半島・宍道湖中海(国引き)ジオパーク推進協議会と小泉八雲記念館

日 時:令和 6 年 3 月 14 日(木) 14 時~14 時 25 分

会 場:小泉八雲記念館 2 階 多目的スペース(松江市奥谷町 322)

次 第:①開式

②出席者紹介

③協定概要紹介

④協定書の署名・交換

⑤挨拶 ・公立大学法人島根県立大学 理事長兼学長 山下 一也

・小泉八雲記念館 館長 小泉 凡

・島根半島・宍道湖中海(国引き)ジオパーク推進協議会
会長 上定 昭仁 (松江市長)

⑥記念撮影

⑦閉式

注目点:①今回協定を締結いただくご両者は、小泉八雲と深い結びつきがあり、小泉八雲の文学や、ジオパークの見どころを巡った足跡などをもとに、これらを活用したジオパーク活動の推進が今後期待されるところであり、この度の会場も小泉八雲記念館とし、ご両者同時に協定書を交わすことにしたものです。

②令和 4 年度に策定した島根半島・宍道湖中海ジオパーク推進行動計画において、関係する企業・団体などとのパートナーシップ協定締結を推進しています。現在までに累計 9 団体と締結しています。

③協定締結式終了後に 15 分程度、取材時間を設けます。

【問い合わせ】

文化スポーツ部文化振興課ジオパーク推進室 担当:福田 電話:0852-55-5399

島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会と 公立大学法人島根県立大学との包括的連携に関する協定書

島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会（以下「甲」という。）と公立大学法人島根県立大学（以下「乙」という。）は、以下のとおり包括的連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は甲と乙が包括的な連携を結び相互の密接な連携と協力を図り、地球資源の持続的な利用や自然災害の影響軽減、気候変動の影響緩和などの社会が抱える課題への意識と理解の向上、及びかかる人材の育成を行うことで、持続可能な地域社会に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲と乙は、次の事項について連携・協力する。

- （1）甲乙双方が有する知的資源、人的資源及び物的資源の活用に関すること
- （2）甲乙が共同で実施する取組に関すること
- （3）地域社会の発展への貢献に関すること
- （4）学術研究に関すること
- （5）その他、前述の目的達成のために資すること

（協議）

第3条 この協定の実施に関し、連携・協力の細目等の具体的な事項については、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

（目的外利用の禁止及び秘密保持）

第4条 甲と乙は、この協定に基づき連携協力相手から提供を受けた情報を、第2条に規定する事項にのみ使用するものとし、事前に連携協力相手の承諾を得ている場合を除いて、他の事項への使用及び第三者へ提供してはならない。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の1ヵ月前までに、甲と乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（雑則）

第6条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に規定しない事項については、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、各自1通を保有する。

令和6年3月14日

甲 島根半島・宍道湖中海（国引き）
ジオパーク推進協議会
会長

乙 公立大学法人島根県立大学
理事長

島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会と 小泉八雲記念館との連携に関する協定書

島根半島・宍道湖中海(国引き)ジオパーク推進協議会(以下、「ジオパーク推進協議会」という。)と小泉八雲記念館(以下、「記念館」という。)は、次のとおり協定(以下「本協定」という)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、ジオパークの理念に基づき、ジオパーク推進協議会及び記念館が相互の密接な協力と連携によって、価値のある地質遺産を保護するとともに、地質遺産がもたらした自然環境や地域の文化への理解を深め、観光振興、地域振興等に活用することにより、持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(連携内容)

第2条 ジオパーク推進協議会及び記念館は前条の目的を達成するため、下記の役割分担にもとづき相互に連携及び協力を行う。

ジオパーク推進協議会の取り組み	記念館の取り組み
(1)記念館が取り組むジオパークに関する活動への支援 ①ジオパーク普及啓発補助金等による活動支援を行う。 ②記念館が取り組むジオパークに関する活動について、ジオパーク推進協議会ホームページへ掲載するなどの情報発信を行う。	(1)小泉八雲の足跡をたどりながら、八雲の文学において触れられたジオパークエリア・ジオサイト等についての「つながり」を理解し、「関心」を高めることに寄与すべく、小泉八雲とジオパークとの関わりについて情報発信する。 (2)小泉八雲の足跡や文学とのつながりを基点としたジオツーリズムの構築について必要な助言等を行う。

(守秘義務)

第3条 ジオパーク推進協議会及び記念館は、本協定に基づく活動において知り得た情報については、それぞれの秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りでない。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに両者いずれからも改廃の申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(協定の解除)

第5条 ジオパーク推進協議会又は記念館は相手方に対して解除を予定する日の30日前までに書面による通知をなすことにより、相手方に何らの責任を負うことなく本協定を解除することができる。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた事項等については、両者協議の上、解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者署名の上、各1通を保有する。

令和6年3月14日

島根半島・宍道湖中海(国引き)
ジオパーク推進協議会
会長

小泉八雲記念館
館長